

「福島原発事故の被害救済と復興を検証する会」の発足 および、同会発起人一同による「共同声明」の発表

2011年3月に東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下、福島原発事故)が発生してから丸8年が経過し、早くも9年目を迎えている。今年(2019年)5月には、年号が平成から令和へと代わり、また、来年(2020年)には東京オリンピックの開催が予定され、翌2021年には復興庁が廃止される。こうした流れのなかで、チェルノブイリ原発事故と並んで「レベル7」という史上最悪の過酷事故を引き起こした東京電力と原子力政策を推進してきた国の責任が曖昧なまま国民負担が増えていくという状況が生まれている。さらに事故の原因究明も進んでおらず、被災者の声や立場を十分に反映しないまま、帰還政策や汚染水・汚染土の扱いが決定されるなど、被災者との信頼関係は回復するどころか、悪化をたどる一方である。あたかも原発事故の被害救済が全て終わりつつあるかのような情報発信や政策が進められようとしている。

しかし、福島原発被災から9年目の現実を直視するに足りず、新たな課題が次々に起こっており、事態は根本的な解決に向かうどころか、より深刻な様相を呈しつつある。私たちは、この状況に対して強い懸念を抱き、このたび「福島原発事故の被災救済と復興を検証する会」を発足させ、ここに、発起人一同による「共同声明」(第1次)を発表することにした。

2019年6月

「福島原発事故の被害救済と復興を検証する会」

<発起人>(14名、50音順):

- *池内 了(名古屋大学名誉教授、宇宙物理学)
 - *磯野弥生(東京経済大学名誉教授、行政法学)(幹事)
 - *糸長浩司(日本大学特任教授、農村計画学)
 - *井野博満(東京大学名誉教授、金属工学)
 - *黒川眞一(高エネルギー加速器研究機構名誉教授、加速器物理学)
 - *崎山比早子(元国会東電福島第一原子力発電所事故調査委員会委員、医学・細胞生物学)
 - *島菌 進(東京大学名誉教授、宗教学)
 - *鈴木達治郎(長崎大学教授、原子力工学)
 - *関 啓子(一橋大学名誉教授、教育学)
 - *高橋哲哉(東京大学教授、哲学)
 - *寺西俊一(一橋大学名誉教授、環境経済学)(幹事)
 - *長谷川公一(東北大学教授、環境社会学)
 - *山川充夫(福島大学名誉教授、地理学)
 - *吉村良一(立命館大学名誉教授、民法学)
- <事務局>:
- *大島堅一(龍谷大学教授、環境経済学)
 - *除本理史(大阪市立大学教授、環境政策論)
- (本会事務局連絡先: f-kyusai-s@einap.org 宛のメールのみ、受け付けます。)

＜共同声明＞（第1次）

福島原発被災から9年目、 被害救済と事故処理の責任を明確にし、 信頼回復に向けた真摯な対応を！

この間、私たちが抱いている第1の強い懸念は、福島原発事故による被害者の救済措置に対して、東京電力および国が真摯に向き合っていないことである。原発事故のような大規模な人為的被害が発生した場合には、何よりも、その被害者に対して十全な救済措置がとられる必要がある。しかし、この間の現実には正反対の様相を呈している。原発事故の賠償は不十分なまま次々に打ち切られ、ADRの和解案も東京電力が次々に拒絶し、さらに、和解案も提示されないADRの限界が露呈してきている。このため、被害者が集団訴訟を提起せざるを得ない状況である。こうした集団訴訟は、北海道から九州まで20の地裁・支部に及び、原告数は1万2000人を超える規模となっている。私たちは、福島原発事故の賠償が不十分であり、また、数多くの被害者に対する救済措置がおざなりになってきた経緯と現状をそのまま見過ごすことはできない。

福島では、原発事故に伴う放射能汚染による様々な影響が県民の生活に色濃く残っている。避難を余儀なくされた方々のふるさとへの帰還や、避難先での生活再建はまだ進んでいない。また、将来の健康やさまざまな差別、原発廃炉作業中のさらなる事故への不安などを抱きながら生活せざるを得ない人々もいる。福島原発事故による被害は多種多様であり、依然継続中である。

自然豊かな土地に生まれ、育ち、生業を営み、数多くの人々とふれあいながら人格を形成していくという、幸せで穏やかな当たり前の日常生活を、原発事故は何の落ち度もない人々から根こそぎ奪った。その被害は救済されるどころか、ますます複雑で深刻な事態を招いている。

私たちの強い懸念の第2は、除染を含む福島原発事故後の廃止措置が、依然大きなリスクを抱えており、透明性のないまま進められていることである。炉心溶融事故を起こした1～3号機では、溶け落ちた核燃料を取り出すことが前提となっているが、これは極めて困難であると予想され、また、それ自体のリスクも考慮する必要がある。しかし、その代替案についての検討がどれほど進められているかは不透明なままである。事故炉から発生する大量の放射性廃棄物やトリチウム水、森林の樹木や土壌に残る大量の除染できない放射性物質、「除去土壌」（除染によって発生した放射性物質を含む土壌）等の処分も、住民等との信頼を得ることができず、全く目途が立っていない。こうした私たちの強い懸念は、いずれも、この間における東京電力および国の責任を曖昧にした対応に起因するものである。今回の福島原発事故という最悪の被害は、本来電力会社を規制すべき監督官庁が適切な規制を行わないのみならず、政府が電力会社と一体になって原子力開発を進めるという体制によって引き起こされた。国会事故調査委員会（国会事故調）は、このような体制を「規制の虜」と述べて厳しく批判した。だが国会事故調が提言した、「事故原因のさらなる追究」や「行政を監視する独立した委員会の設置」などは、いまだに実現していない。また、被災者支援や復興措置をみても、被災者の人権を守り、国の責任も明確にした「子ども・被災者支援法」に則った対策が取られているとはいえない。この状況は、早急に改善されなければならない。

私たちは、こうした現状を憂慮し、この第一次の「共同声明」では、とくに福島原発事故を引き起こした当事者である東京電力および国（政府、国会）に対して、次のことを強く要請するものである。

1. 東京電力に対する要請

東京電力は、深刻な原発事故を引き起こし甚大な被害をもたらした加害責任を法廷で認め、また、ADR 和解案を拒否することなく、賠償と復興に真摯に向き合うべきである。

- 1) 東京電力は、「総合特別事業計画」「新・総合特別事業計画」「新々・総合特別事業計画」において「責任を全う」と述べている。これをみると、東京電力はあたかも事故発生責任を認めているかのようである。だが、東電の責任を問う民事訴訟において津波は予見不可能と主張する。他方、東京電力の旧経営陣(勝俣恒久、武黒一郎、武藤栄)の事故発生責任を問われた刑事裁判でも、自分たちには「権限が無い」「責任はない」などと、経営者としての法的責任を認めていない。東京電力は、こうした旧経営陣の言動について何ら見解も表明していない。これらの一連の東京電力と旧経営陣の行為は、被害者の心を深く傷つけ、憤りの根源となっている。
- 2) 東京電力の無責任な姿勢は、被害者への賠償にはっきりと現れている。東京電力は、「新・総合特別事業計画」で、「福島原発事故を深く反省し、「最後の一人まで賠償貫徹」「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」「和解仲介案の尊重」という「3つの誓い」を示した。にもかかわらず、東京電力は、多くのケースでADR 和解案を拒絶しており、被災者の心労は増すばかりである。さらに、より踏み込んだ和解案も提示されない状況にある。国民の前では反省を口にしながら、現実には事故発生責任が問われる場面でそれを否定したり、被災者の意向に沿わない東京電力の行為は国民と被災者にとって到底許容できるものではない。

2. 政府に対する要請

原発被災が人びとになお苛酷な困難をもたらしていることを認め、「一人ひとりの復興」が可能になるよう、被災者の人権保護を基本としたきめ細かな支援策を継続すべきである。また、福島原発事故を引き起こし、被害をもたらした加害責任が政府にもあることを認め、事故対応を抜本的に改めなければならない。「森林汚染樹木・土壌」「除去土壌」「再生資材」を含む、放射性を帯びた全てのもの及び廃棄物の処分の責任を地域に押しつけず、東京電力と国の責任を明確にすべきである。

- 1) 政府もまた、東京電力と同様、集団訴訟において法的責任を完全に否定している。賠償に関しては、政府は原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて資金援助を行うにすぎない。結果的に、東京電力が本来担うべき賠償負担の多くが国民に転嫁されている。政府と東京電力の責任逃れが一体となって進められてきたのは重大な問題である。
- 2) これに対して、この間の原発訴訟における地裁判決では、行使すべき規制権限を国が行使しなかったとして国の責任が認定されている。政府は、こうした司法での認定を真摯に受け止めるべきである。政府は、事故発生責任を踏まえ、これまで行われてきた復興政策のあり方についても国民的議論のもとで検証し、必要な見直しを行わねばならない。とくに、被災者を誰一人として置き去りにせず、「一人ひとりの復興」が可能になるよう、きめ細かな支援策を継続していく必要がある。2020年や2025年まで、賠償や支援策を拙速に打ち切るのではなく、被害実態、放射能汚染実態を継続的に把握し、できる限り国民負担が増えない形で必要な施策は続けなければならない。
- 3) 事故で放出された放射性物質で汚染された廃棄物について、政府は、放射性物質汚染対処特措法で事故由来放射性物質であるセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計が8000ベクレル/kg以下のものを、通常廃棄物と同様に処分できるようにした。これは、原子炉等規制法上の規制(セシウム134及び137:100ベクレル/kg)とは別に、福島原発事故による放射性物質にだけ特例を設けるもので、明らかな二重基準(ダブルスタンダード)である。事故後独立した立場で設置された原子力規制委員会は、このような二重基準について改めてリスク評価に基づき再検討を行うべきである。
さらに、環境省は、福島県内の「除去土壌」のうち8000ベクレル/kg以下のものについて一定程度処理したものを「再生資材」と名付け、これを道路や農地、堤防等の造成に利用可

能にしようとしている。これによって各地に放射能で汚染された土壌がばらまかれるばかりでなく、「除去土壌」についての国の管理責任が放棄され、事業を計画・実施し、施設を管理する者に転嫁されようとしている。これらの対策については、十分なリスク評価や代替案との比較など、住民や自治体との十分な意見を反映させた意思決定のメカニズムが必要である。こうした対策はコスト削減につながるメリットもあるが、リスク評価が十分でないと、国民や住民の理解は得られない。

政府のこうした無責任な対応によって、廃棄物や「除去土壌」の管理・処分に対する地方自治体や国民の信頼は全く失われてしまったままである。森林に降りそそいだ放射性物質は樹木や土壌には 8000 ベクレル/kg をこえて付着したままである。それにもかかわらず避難解除され、その麓での生活が許可されている。リスクと矛盾を抱えたままの放射能汚染は継続中であると言わざるを得ない。入山規制等も含めた土地利用管理等の施策が必要となっている。

廃棄物や「除去土壌」の適切な管理・処分、森林汚染に対する対策は、「ふるさとの再生」にとっても重要な課題である。政府や規制当局は、森林への放射能汚染対策、事故由来の廃棄物、「除去土壌」に関するこれまでの方針に対して、代替案も含め徹底した議論を改めて行うべきである。

3. 国会に対する要請

立法機関である国会は、原発事故に対する真摯な反省と法制度の必要な見直しを行うべきである。第二次の「国会事故調」を早急に立ち上げ、また各種委員会審議を通じて、新たに必要となっている立法措置を検討すべきである。

- 1) 福島原発事故以前、国会は、JCO の臨界事故などの教訓を踏まえれば、過酷事故の可能性が示唆されていたにもかかわらず、独立した規制当局の設置や原子力損害賠償法の見直しなど、法制度の見直しに十分に取り組んだとはいえない。これは、国会の果たすべき役割として、十分に反省すべき点である。国会もまた福島原発事故の対応措置に責任を負っている。にもかかわらず、国会は、国会事故調が提起した法規制の見直しや政府・電力会社の監視を十分には行っていない。原子力防災計画が原子炉等の許可要件に含まれなかったため、再稼働の要件として「計画」が曖昧なままにされたこと、原子力損害賠償制度が不十分なことなど、問題は今も数多く残っている。こういった既存法制度を監視し、あるいは法改正に向けて努力することは国会の責務である。

これだけの甚大なエネルギー産業による放射能汚染を公害法で規制する仕組みができていない。原発事故による放射能汚染公害ともいえる実態に対する、刑事罰及び賠償を一括処理できる公害法が不在であることの実態を真摯に受け止め、国会として早急の立法化を図るべきである。

- 2) 2018 年の原子力損害賠償法の見直し時には、国会は抜本的改正を行わなかったが、賠償金や事故費用の巨大さを考えても、時代遅れといわざるを得ない。原子力損害賠償法と原子力損害賠償・廃炉等支援機構法からなる賠償制度は、会計検査院報告書で指摘されているように、少なくとも 21.5 兆円ともいわれる原発事故の費用の負担について、東電の負担が予想通りいかならない場合に国民負担が無制限に増加するのではないかと、という不安が消えない。東電をいったん倒産させて資産売却する案など、代替案の比較も不十分だ。国会は、このような不透明な事故負担案に対し、監視機能を高めるべきだ。そのためにも国会事故調で提案された「独立した立場で行政を監視する委員会」の設置を要請する。また、原子力発電への依存度をできる限り低減する、というのであれば、国会においても、2018 年 3 月 9 日に野党4党が共同提出した「原発ゼロ基本法案」の審議を含め、原子力関連法の抜本的見直しを行なうべき責務がある。